

投資一任契約の契約締結前交付書面 (Mirai Value) 新旧対照表

※下線部変更

新	旧
<p>P4.投資一任契約の解約事由</p> <p>投資一任契約の解約事由</p> <p>お客さまと当社の間で締結する投資一任契約は、以下の場合解約となります。</p> <p>一、二番目中黒 (現行通り)</p> <p>・<u>メイン</u>口座を利用する取引に関して、「証券取引約款 (個人のお客さま用)」、「MRF (マネー・リザーブ・ファンド) 累積投資約款」及び「オンライントレード・テレフォントレード利用規定」に定める解約事由が発生した場合</p> <p>四、五、六番目中黒 (現行通り)</p> <p>【別表】「Mirai Value」にかかるお客さまの費用について</p> <p>1. 報酬料率 (年率) (現行通り)</p> <p>2. <u>報酬金額の計算方法 (削除)</u></p> <p>(1) <u>1日あたり報酬金額</u></p> <p>投資顧問料および口座管理料のそれぞれにつき、日々の運用資産の時価評価額に投資顧問料および口座管理料の各報酬料率 (税込) を乗じ、365日 (閏年は366日) で除して得られた額 (小数点以下第9位を切捨て) を1日あたり報酬金額とします。</p> <p><u>なお、この計算は運用開始日から投信最終受渡日 (全売却に伴う、運用資産で組入れている複数の投資信託の売却に係る受渡日のうち、最も遅い受渡日のこと) をいいます。以下同じ。) 前日まで行います。</u></p> <p>(2) <u>1月あたり報酬金額</u></p>	<p>P4.投資一任契約の解約事由</p> <p>投資一任契約の解約事由</p> <p>お客さまと当社の間で締結する投資一任契約は、以下の場合解約となります。</p> <p>一、二番目中黒 (省略)</p> <p>・<u>親</u>口座を利用する取引に関して、「証券取引約款 (個人のお客さま用)」、「MRF (マネー・リザーブ・ファンド) 累積投資約款」及び「オンライントレード・テレフォントレード利用規定」に定める解約事由が発生した場合</p> <p>四、五、六番目中黒 (省略)</p> <p>【別表】「Mirai Value」にかかるお客さまの費用について</p> <p>1. 報酬料率 (年率) (省略)</p> <p>2. <u>金額の計算方法 (1日あたり)</u> (新設)</p> <p>投資顧問料および口座管理料のそれぞれにつき、日々の運用資産の時価評価額に投資顧問料および口座管理料の各報酬料率 (税込) を乗じ、365日 (閏年は366日) で除して得られた額 (小数点以下第9位を切捨て) とします。</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p><u>各月の月初（ただし、運用開始日の属する月においては運用開始日）から月末まで（以下「計算期間」といいます。）の1日あたりの各報酬の合計金額（円未満切捨て）を1月あたり報酬金額とします。なお、全売却のお申込みを行われた場合は、1月あたり報酬金額の計算は行いません。</u></p> <p><u>(3) 全売却時報酬金額</u></p> <p><u>初回運用開始日から全売却に伴う投信最終受渡日前日までの1日あたりの各報酬の合計金額から、既に引落とし済みの1月あたりの各報酬の合計金額および既に引落とし済みの全売却時報酬金額がある場合は当該全売却時報酬金額の合計金額を減じて得られた額（円未満切捨て）を全売却時報酬金額とします。なお、(3) で定める全売却時報酬金額には(i)既に引落とし済みの全売却時報酬金額がある場合において切り捨てられた円未満の金額及び(ii)既に引落とし済みの1月あたりの各報酬の合計金額において切り捨てられた円未満の金額の合計金額のうち整数部分が包含されています。左記の合計金額のうち円未満の部分は次回の全売却時報酬金額計算時に(i)になります。</u></p> <p><u>3. 報酬支払方法</u></p> <p><u>前項に定める報酬金額を次項に定める報酬支払時期に、運用資産として管理している MRF 又はお預り金より引落とします。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>3. 支払時期・支払方法</u></p> <p><u>原則として、各月の月初（但し、運用開始日の属する月においては運用開始日）から月末（但し、全売却に伴う投信最終受渡日（全売却に伴う、運用資産で組入れている複数の投資信託の売却に係る受渡日のうち、最も遅い受渡日のことをいいます。以下、同様。）の前日が属する月においては当該投信最終受渡日の前日）までの日々の各報酬の合計額（円未</u></p>

新	旧
<p>4. 報酬支払時期</p> <p><u>(1) 1月あたり報酬金額</u> <u>計算期間の翌月初第二営業日、ただし、引落としができない場合は翌月初第九営業日以降の日を1月あたり報酬金額の報酬支払時期とします。</u></p> <p><u>(2) 全売却時報酬金額</u> <u>全売却に伴う金銭の支払日を全売却時報酬金額の報酬支払時期とします。</u></p> <p>※ 消費税率は10%で計算しています。税制等の変更により、税率が変更された場合は、変更後の税率によります。</p> <p>※ 税込料率は最大値となります。</p> <p>※ 運用資産の時価評価額は MRF・お預り金が含まれた金額とします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;">9000-0031 (23.09)</p>	<p><u>満切捨て)を翌月第二営業日(但し、全売却に伴う金銭の支払日が属する月においては当該支払日)に、運用資産として管理している MRF 又はお預り金より引落とします。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>※ 消費税率は10%で計算しています。税制等の変更により、税率が変更された場合は、変更後の税率によります。</p> <p>※ 税込料率は最大値となります。</p> <p>※ 運用資産の時価評価額は MRF・お預り金が含まれた金額とします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;">9000-0031 (23.07)</p>

以上